

瀬戸市告示第 25 号

平成 20 年瀬戸市告示第 36 号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は
 収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成 27 年
 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
 線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<u>犬の登録手数料及び狂 犬病予防注射済票の交 付手数料の徴収事務</u>	<省略>	<u>狂犬病予防注射等手数 料の徴収事務</u>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
保育料の収納事務	<省略>	保育料の収納事務	<省略>
	株式会社日本保育サ ービス		株式会社日本保育サ ービス
	<u>株式会社ニチイ学館</u>		
	<u>アートチャイルドケ ア株式会社</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>